

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第8条 市長は、別に規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

別表中「第9条」を「第10条」に、同表会議室の項及び相談室の項中「80円」を「150円」に、同表研修室(和室)の項及び研修室(洋室)の項中「120円」を「200円」に、同表軽運動室の項中「120円」を「220円」に、同表調理実習室の項中「140円」を「240円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市働く女性の家の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。